

＜高齢者虐待の防止について＞

1. 郡山市の高齢者の状況について

区分	人数（人）	割合
郡山市人口	313,467	
65歳以上の高齢者	88,324	28.2%
65歳以上の方に占める要介護認定者数	16,079	18.2%
75歳以上の後期高齢者	44,856	14.3%
75歳以上の方に占める要介護認定者数	14,157	31.6%

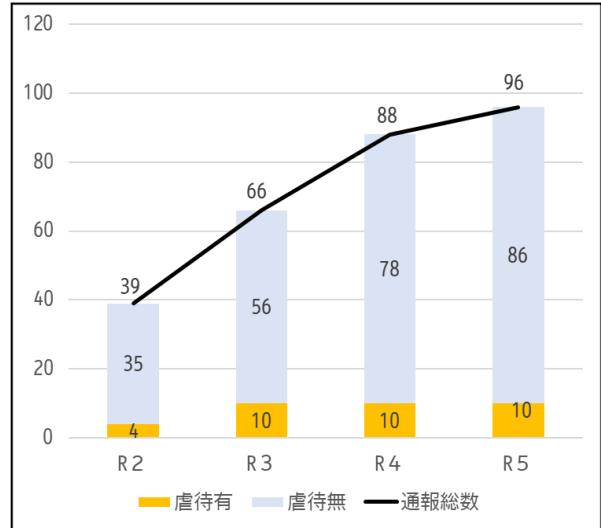
(令和6年3月31日現在)

2. 高齢者虐待対応状況について

(1) 養護者による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

年度	通報件数	虐待と判断した件数	虐待と判断した被虐待者内訳		
			男	女	合計
R2年度	39件	4件	0人	4人	4人
		10.3%	0%	100%	100.0%
R3年度	66件	10件	2人	8人	10人
		15.2%	20.0%	80.0%	100.0%
R4年度	88件	10件	4人	6人	10人
		11.4%	40.0%	60.0%	100.0%
R5年度	96件	10件	3人	7人	10人
		10.4%	7.0%	70.0%	100.0%

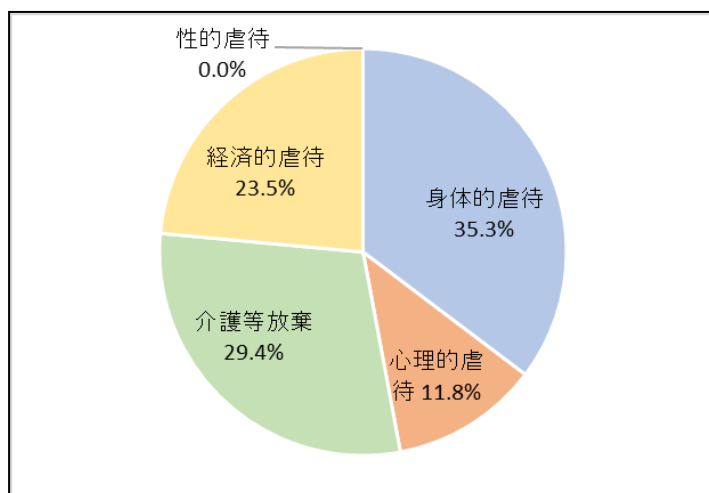


イ 相談・通報者の内訳（重複あり）

相談・通報者	郡山市(R5年度)		福島県 (R4年度)		国 (R4年度)	
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
警察	47	48.0%	168	28.7%	13,834	34.0%
介護支援専門員等	21	21.4%	176	30.1%	10,187	25.0%
被虐待者本人	6	6.1%	47	8.0%	2,275	5.6%
家族・親族	7	7.1%	54	9.2%	3,035	7.5%
介護保険事業所等	3	3.1%	24	4.1%	2,203	5.4%
近隣住民・知人	2	2.0%	23	3.9%	1,239	3.0%
医療機関従事者	5	5.1%	17	2.9%	1,665	4.1%
民生委員	0	0.0%	13	2.2%	589	1.4%
虐待者自身	0	0.0%	8	1.4%	602	1.5%
行政関係者	0	0.0%	27	4.6%	2,137	5.3%
その他(不明、匿名含む)	7	7.1%	28	4.8%	2,912	7.2%
計	98	100.0%	585	100.0%	40,678	100.0%

ウ 虐待と判断した事案の種別（重複あり）

虐待種別	郡山市（R5年度）	
	件数 ■(延べ)	構成割合(%)
身体的虐待	6	35.3%
心理的虐待	2	11.8%
介護等放棄	5	29.4%
経済的虐待	4	23.5%
性的虐待	0	0.0%
計	17	100.0%



エ 虐待と判断した事案への対応について

緊急性		主な対応の内訳			法第13条による 面会制限
有	無				
7	3	やむを得ない事由による 特別養護老人ホームへの措置入所	2		1
		養護老人ホームへの措置入所	0		
		契約による介護施設入所	0		
		転居等	0		
		医療機関への入院、受診等	0		
		警察への援助要請及び立入調査	0		
		介護サービスの拡充	5		
		その他（インフォーマルサービスの利用等）	3		

オ 虐待の判断に対する養護者への支援について

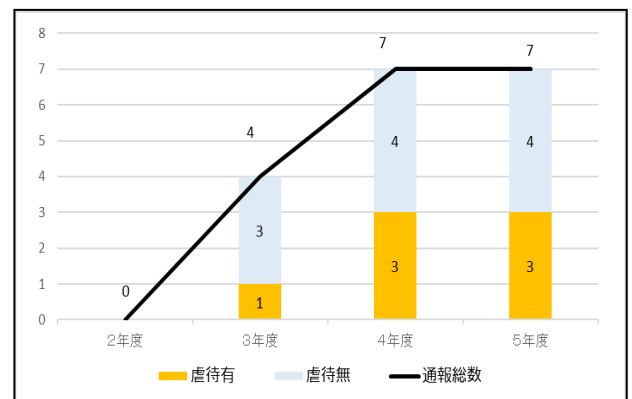
養護者支援内訳		件数
経過観察（見守り）		10
経過観察以 外の対応	助言・指導	10
	介護負担軽減のための事業に参加	4
	関係機関の紹介、介入	9
	（被虐待者への）介護保険サービスの導入	4
	（被虐待者への）ケアプラン見直し	7
	（被虐待者への）インフォーマルサービスの利用等	1

(2) 養介護支施設従事者等による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

年度	通報件数	調査件数	虐待判断件数
R2年度	0	0	0
R3年度	4	4	1
R4年度	7	7	3
R5年度	7	7※	3

※内2件は調査中



イ 相談・通報者の内訳（重複あり）

相談・通報者	郡山市(R5年度)		福島県 (R4年度)		国 (R4年度)	
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
当該施設・事業所職員	2	28.6%	11	31.4%	873	27.6%
家族・親族	0	0.0%	9	25.7%	490	15.5%
当該施設・事業所元職員	1	14.3%	6	17.1%	302	9.5%
当該施設・事業所管理者	3	42.9%	2	5.7%	504	15.9%
地域包括支援センター職員	0	0.0%	1	2.9%	99	3.1%
本人による届出	0	0.0%	1	2.9%	53	1.7%
医療機関従事者（医師含む）	0	0.0%	3	8.6%	95	3.0%
介護支援専門員	0	0.0%	0	0.0%	105	3.3%
介護相談員	0	0.0%	0	0.0%	14	0.4%
社会福祉協議会職員	0	0.0%	0	0.0%	6	0.2%
国民健康保険団体連合会	0	0.0%	0	0.0%	3	0.1%
都道府県から連絡	0	0.0%	0	0.0%	66	2.1%
警察	1	14.3%	1	2.9%	59	1.9%
その他(不明、匿名含む)	0	0.0%	1	2.9%	497	15.7%
計	7	100.0%	35	100.0%	3,166	100.0%

ウ 虐待と判断した事案の種別

（複数の虐待と認定した事案もあるため、虐待の判断件数と種別の合計件数は一致しない）

虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	3	1	0	0	0	4
割合	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

エ 虐待判断事案への対応

対応内訳	件数
改善計画書提出	3
モニタリングの実施（予定）	1

オ 虐待の発生要因（重複あり）

発生要因	市（R5 年度）		国（R4 年度）	
	件数	構成割合	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	2	66.7%	480	56.1%
職員のストレスや感情コントロールの問題	1	33.3%	197	23.0%
虐待を助長する組織風土や人間関係の悪さ、管理体制等の問題	2	66.7%	193	22.5%
倫理観や理念の欠如	1	33.3%	153	17.9%
人員配置の問題及び関連する忙しさ	2	66.7%	99	11.6%
虐待を行った職員の性格や資質の問題	1	33.3%	85	9.9%
その他	0	0.0%	30	3.5%

※「構成割合」は、虐待判断した件数に対する発生要因の件数の割合を示したもの。

虐待の発生要因は全国的な傾向として、教育・知識・介護技術に関する問題や組織風土、人間関係、管理体制等の問題に係る割合が高く、郡山市においても同様の状況がみられます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、虐待を行った職員のみならずその原因を求めるのではなく、経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。

虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面の課題を含めて改善を行うことにより、より実効性の高い虐待防止の取組みにつながります。

高齢者虐待の定義、責務について

1 「養護者による」高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第4項）

※養護者：日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又著しく拒絶的な反応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 「養護者による高齢者虐待に係る通報等」（高齢者虐待防止法第7条第1項、第2項）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
上記以外の場合	市町村に通報するよう努めなければならない

3 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第5項）

※養介護施設従事者等：老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に

従事する人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等」

（高齢者虐待防止法第21条第1項、第2項、第3項）

業務に従事する施設において、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、その高齢者が生命又は身体に重大な危険が生じている場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
上記のほか養介護施設従事者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	速やかに市町村に通報するよう努めなければならない

高齢者虐待の対応フロー

※厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より引用

本人、家族

地域住民

民生委員

介護事業所等

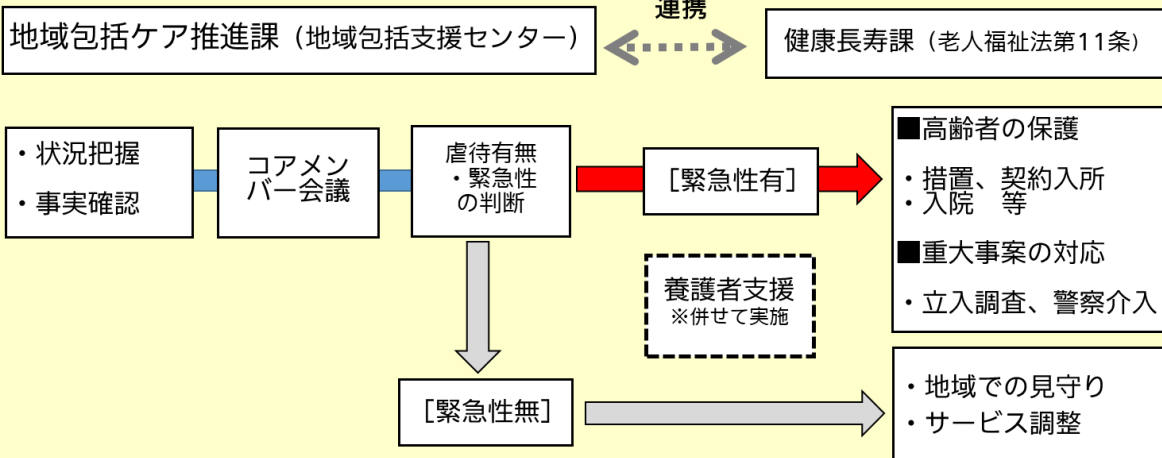
警察

相談・通報・届出

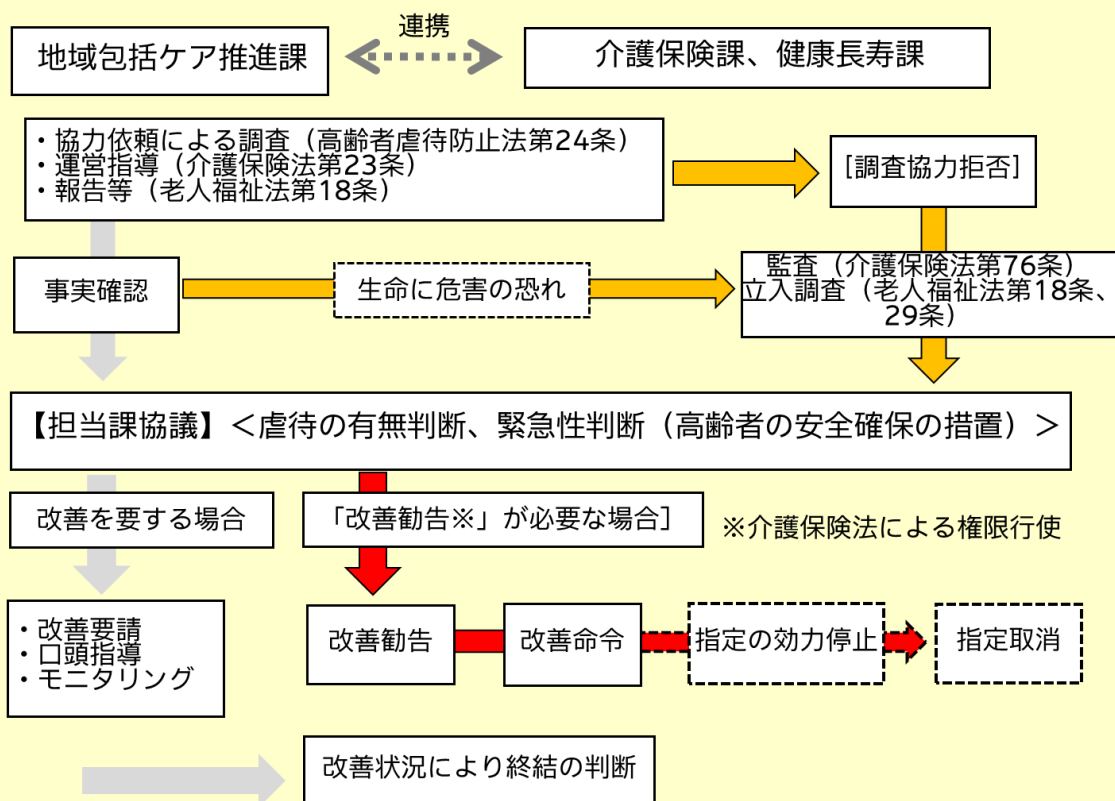
地域包括ケア推進課

地域包括支援センター

①養護者による虐待（高齢者虐待防止法）



②養介護施設従事者等による虐待（高齢者虐待防止法、介護保険法、老人福祉法）



高齢者虐待にかかる兆候やサイン

- ・屋外にも怒鳴り声やうめき声が聞こえる。 ・最近姿を見かけない。
- ・天気が悪くても、外にいる姿がしばしば見られる。
- ・近所づきあいをしたがない。訪問を嫌がる。拒否する。
- ・電気メーターが止まっている。水道・ガスなどが止められている。
- ・家族と同居しているのにコンビニなどで頻繁に弁当を買っている。
- ・郵便受けが新聞や郵便物でいっぱいになっている。

《通報義務》

生命・身体に重大な危険がある虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、市への通報義務がある（「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条第1項）
それ以外の場合、通報の努力義務がある（第7条第2項）。

《マニュアル等》

郡山市は高齢者虐待に関する周知のため、「高齢者虐待対応マニュアル」や「高齢者虐待対応リーフレット」を作成し、ウェブサイト上で公開している。

- ・掲載ページ <https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/6315.html>

【市ウェブサイトで「高齢者虐待」で検索可】



養介護施設従事者の責務及び虐待防止への対応

○高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は、施設従事者個々人だけでなく、施設・事業所にもある。

○身体的拘束は原則すべて高齢者虐待に該当

- ・福島県高齢福祉課では、身体拘束廃止に関する基礎知識の提供や相談窓口の設置、「身体拘束ゼロ作戦推進事業」を展開している。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/309231.pdf>

【福島県ウェブサイトで「身体拘束廃止」で掲載ページを検索可】

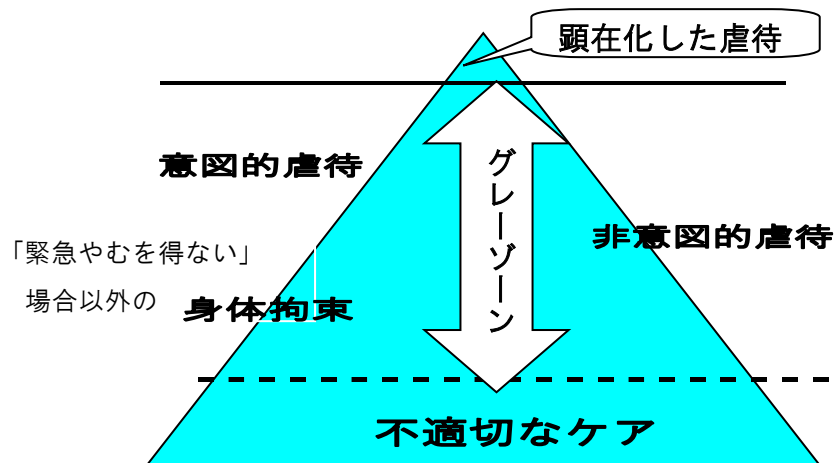
○養介護施設従事者が、自分が働く施設で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、市への通報義務がある（第21条第1項）。

○「高齢者虐待」を考えるための2つの視点

- 1 報道などで顕在化した高齢者虐待以外にも、気づかれていない虐待がありうる。
 - ・意図的な虐待だが表面化していないもの（意図的虐待）
 - ・結果的に虐待を行ってしまっているもの（非意図的虐待）
 - ・「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束

- 2 明確に「虐待である」と判断できる行為の周辺には、虐待かどうかの判断に迷う「グレーゾーン」が存在する。
- ・「グレーゾーン」の中には、「顕在化していない高齢者虐待」に加え「不適切なケア」にあたる行為が混在している。
 - ・虐待か否かの線引きは難しいが、高齢者虐待は「不適切なケア」を底辺としている。

不適切なケアを底辺とする「高齢者虐待」の概念図



※福島県保健福祉部高齢福祉課「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引」(2010)を基に作成

- 「不適切なケア」と「高齢者虐待」はつながっている。
 - ・「養介護施設従事者等」による「高齢者虐待」の問題は「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要がある。
 - ・普段適切にケアを行っている施設や事業所で、急に深刻な高齢者虐待が顕在化することは考えにくい。
 - ・虐待が顕在化する前には、「顕在化していない虐待」や「不適切なケア」が存在する。
 - ・ささいな「不適切なケア」の放置→蓄積→エスカレート→「高齢者虐待」という可能性
 - ・「不適切なケア」の段階で発見し、「高齢者虐待の芽」を摘む取り組みが求められる。

- 高齢者虐待・不適切なケアが起きたときに求められるもの
 - ・速やかな初期対応
 - ・正確な事実確認
 - ・情報を隠さない。

- 高齢者虐待・不適切なケアを防ぐために何をすべきか。
 - ・組織経営の健全化
 - ・チームアプローチの充実
 - ・ケアの質の向上
 - ・負担やストレス・組織風土の改善
 - ・職員間で情報の共有を図ること。
 - ・倫理観とコンプライアンス（法令順守）を高める教育の実施
 - ・ケース記録等の関係書類の整備を図ること。

- 平成28年4月1日以降、市町村は、養介護施設従事者等による高齢者虐待について、事前通告なし（指導開始時通知）での実地指導が可能となった。